

令和3年 第 号
(証書作成日 令和3年 月 日)

遺言公正証書

本公証人は、遺言者△△△△の囑託により、証人■ ■ ■ ■及び□ □ □ □の立会いの下に、次の遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

(不動産・長男)

第1条 遺言者△△△△(以下「私」といいます。)は、私の所有する次に掲げる不動産を私の長男▲▲▲▲(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に相続させます。

【不動産の表示】

所在 宮崎県都城市〇〇町
地番 〇号〇番
地目 宅地
地積 〇〇〇. 〇〇平方メートル

(その余財産・妻)

第2条 私は、前条記載の不動産を除くその余の財産全部(次に掲げるものを含む。)を、私の妻▽▽▽▽(昭和〇〇年〇月〇〇日生)に相続させます。

- ① 土地・建物等の不動産
- ② 預貯金債権・有価証券等のすべての金融資産
- ③ 現金
- ④ 家財道具等の動産
- ⑤ 祭祀用財産を除くその他一切の財産

(祭祀財産)

第3条 私は、私及び祖先の祭祀を主宰する者として前記▲▲▲▲を指定します。したがって、祭祀主宰用の財産(仏壇、祭具、墳墓等の所有権)はすべて同人に承継させます。

(遺言執行者)

第4条 私は、この遺言の執行者として、前記▽▽▽▽を指定します。

【遺言執行者の住所】

宮崎県都城市〇〇町〇〇〇〇番地

- 2 私は、遺言執行者に対して、私の相続開始時に有する預貯金、有価証券等のすべての金融資産の引出し・解約・換価・名義変更を行う権限等この遺言を執行するための一切の権限を付与します。
- 3 遺言執行者は、前項の手続を行うに当たっては、相続人の同意を必要としないものとします。
- 4 遺言執行者は、その業務遂行に関して必要と認めたときは、第三者にその業務の一部を委託することができるものとします。